

令和7年度 第5回 浜松市中央区協議会西地域分科会

日時：令和7年8月6日（水）
午後1時30分～3時（予定）
会場：舞阪支所 1階 ホール

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 中央区代表会からの連絡事項について ☞ 別冊資料 別冊資料・追加（P.別13）

5 議事

（1）【協議事項第4号】令和7年度浜松市市民活動表彰団体（西地域分）の推薦について ☞ 資料1（P.1）

（2）【協議事項第5号】「中央区協議会（西地域分科会）推薦会の設置等に関する要綱」の制定について ☞ 資料2（P.5）

6 お知らせ・その他

- ・令和7年国勢調査の実施について ☞ 資料3（P.17）
- ・伊佐見地区遠鉄バス路線の存続に係る取り組みについて

7 地域課題の意見交換

- ・平時における発災前に行う「防災移転」の促進について
☞ 資料4（P.21） 資料A（P.23）
【令和6年度 地域課題（まとめ）】 P.19

8 閉会

第 9 号様式

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項
件 名	令和 7 年度浜松市市民活動表彰団体（西地域分）の推薦について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	【市民活動表彰の趣旨】 優れた市民活動を行う団体を表彰することで、団体のモチベーションを高めるとともに、多くの市民に市民協働を P R し、市民主体のまちづくりを継続的に推進するもの。 【表彰の流れ】 ・推薦団体の選考にあたっては、各区の行政推進会議で審査し、各区協議会（地域分科会）に意見を求め、その意見を踏まえ区長が決定する。 ・推薦団体は各地域（旧 7 区単位）原則 1 団体とする。 ・市長は各区で選考された団体のうちから、審査を行い、市長賞受賞団体を選定し、その他の団体を区長賞として決定する。
対象の区協議会	中央区協議会（西地域分科会）
内 容	西地域の推薦団体について、区協議会（西地域分科会）委員の意見を求めるもの。 【推薦団体】 ・りんりん会 ※参考資料・・・別紙
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	令和 7 年 9 月に市長賞受賞団体が決定予定
担当課	西行政センター

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市市民活動表彰 団体推薦書 (中央区西地域)

(ふりがな) 団体名	りんりんかい りんりん会	(ふりがな) 代表者氏名	すがぬま ゆみこ 菅沼 裕美子
団体設立年月	昭和 56 年 4 月	団体員数	11 人
団体活動目的	舞阪町のお年寄りが生き生きと暮らすことができるように応援する		
これまでの 主な活動実績	・ 毎週金曜日にお弁当を作り高齢者宅に配付（昭和 56 年～） ・ 手作りお菓子の配付に変更（浜松市へ合併後～）		
P R し た い 活 動 実 績 の 概 要	活動名	りんりん会	
	活動の期間	第 2、第 4 金曜日	
	活動財源 該当するもの全 てに○	舞阪地区社会福祉協議会（活動資金の 100%）	
	活動のきっかけ	昭和 56 年に舞阪町婦人会の活動の一環として、舞阪町からの補助金を基に、お弁当を作り高齢者宅に配付し始めたのが活動のきっかけ	
	内容	・ 第 2、第 4 金曜日の午前中に、舞阪支所（部屋名称：料理教室）でお菓子を手作りして、お昼に 75 歳以上の一人暮らし世帯（23 世帯）を訪問し、必ず手渡しでお菓子を配付している。 ・ この活動以外に、夏休みの小学生を対象にしたお菓子作り教室を開催している（舞阪支所の自主事業としての講師として）	
	成果	・ 体調不良ではないか等の安否確認をしている ・ 話し相手になるなどして孤立させないようにしている	
	この活動について更に発展させたいこと	活動目的である高齢者の見守りを、お菓子を手渡しすることで継続していきたい	
	活動に協力した団体等	行政・企業・NPO・学校・市民・その他（舞阪地区社会福祉協議会） 協力の内容 活動資金の協力	

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項				
件 名	「中央区協議会（西地域分科会）推薦会の設置等に関する要綱」の制定について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	○背景 中央区協議会（西地域分科会）委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、中央区協議会（西地域分科会）推薦会を設置する。				
対象の区協議会	中央区協議会（西地域分科会）				
内 容	推薦会を開催するため「中央区協議会（西地域分科会）推薦会の設置等に関する要綱（案）」について、協議するもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	今後のスケジュール（予定）は、9 ページ「令和 7 年度西地域分科会・委員改選スケジュール（案）」のとおり。				
担当課	西行政センター	担当者	鈴木 三男	電話	597-1112

中央区協議会（西地域分科会）推薦会の設置等に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第3条第3項の規定に基づき、中央区協議会（西地域分科会）推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

（委員）

第2条 推薦会は、中央区協議会（西地域分科会）（以下、「地域分科会」という。）委員5人以内で組織する。

2 推薦会委員は、地域分科会の指名に基づき選任する。

3 委員の任期は、推薦会設置の日から、令和8年3月31日までとする。

4 推薦会委員は条例施行規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

（会長）

第3条 推薦会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。

5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

（会議）

第4条 推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。

5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。

7 会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、地域分科会の会議の例によるものとする。

(庶務)

第5条 推薦会の庶務は、西行政センターにおいて処理する。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

令和7年度 西地域分科会・委員改選スケジュール(案)

	地域分科会	推薦会
8月	8/6 ・推薦会設置要綱の制定	
9月	9/17 ・推薦会委員の選任	
10月	10/1	<u>第1回推薦会【10/1】</u> ・公募委員の公募方法の策定 ・委員構成・推薦団体の選定 ・直接指名委員の推薦
11月	11/5	<u>第2回推薦会【11/5】</u> ・委員構成・推薦団体の選定 ・直接指名委員の推薦
12月	12/3	(公募委員募集) 広報はままつ、市区HP等掲載 <u>第3回推薦会【12月下旬】</u> ・公募委員の選考 ・推薦案の策定
1月	1/7 ・推薦案の議決	
2月	2/5	
3月	3/5 3/30	
4月	・新委員就任	

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則

平成18年12月1日

浜松市規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(平23規則51・一部改正)

(区協議会委員の選任方法)

第2条 条例第6条第1項の規定による中央区協議会及び浜名区協議会の区協議会委員の選任は、地域分科会ごとに、条例第22条に規定する当該地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

(1) 地域分科会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員

(2) 前号に掲げる者のほか、地域分科会が推薦する者

2 地域分科会は、前項第2号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。

3 地域分科会は、第1項第1号の規定による選定にあつては第3条第1項第1号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第1項第2号の規定による推薦にあつては同条第1項第2号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、地域分科会は、補欠の区協議会委員に係る第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦について、前2項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。

5 地域分科会は、第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

(平23規則51・全改、令5規則74・一部改正)

第2条の2 条例第6条第2項の規定による天竜区協議会の区協議会委員の選任は、天竜区の区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

(1) 天竜区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員

(2) 前号に掲げる者のほか、天竜区協議会が推薦する者

2 天竜区協議会は、前項第2号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。

- 3 天竜区協議会は、第1項第1号の規定による選定にあつては第3条の2第1項第1号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第1項第2号の規定による推薦にあつては同条第1項第2号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、天竜区協議会は、補欠の天竜区協議会の区協議会委員に係る第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦について、前2項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。
- 5 天竜区協議会は、第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した天竜区協議会の区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

(令5規則74・追加)

(推薦会)

第3条 地域分科会は、第2条第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した5人以内の地域分科会委員による会議（以下この条において「推薦会」という。）を置く。

- (1) 第2条第1項第1号の規定による選定の案の策定
 - (2) 第2条第1項第2号の規定による推薦者の案の策定
 - (3) 第2条第2項の規定による公募の方法の決定
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、地域分科会が必要があると認める事務
- 2 推薦会に属する地域分科会委員は、第2条第2項の規定による公募に応募することができない。
- 3 前2項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、地域分科会が定める。

(平23規則51・追加・旧第2条の2繰下、令5規則74・一部改正)

第3条の2 天竜区協議会は、第2条の2第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した5人以内の天竜区協議会の区協議会委員による会議（以下この条において「推薦会」という。）を置く。

- (1) 第2条の2第1項第1号の規定による選定の案の策定
- (2) 第2条の2第1項第2号の規定による推薦者の案の策定
- (3) 第2条の2第2項の規定による公募の方法の決定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、天竜区協議会が必要があると認める事務

2 推薦会に属する天竜区協議会の区協議会委員は、第2条の2第2項の規定による公募に応募することができない。

3 前2項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、天竜区協議会が定める。

(令5規則74・追加)

(規則で定める重要な事項)

第4条 条例第11条第3項第3号の規則で定める重要な事項は、区における地域振興を図るための基金の目的の変更及び廃止に関する事項とする。

(令5規則74・一部改正)

(天竜区協議会の運営)

第5条 第7条及び第8条の規定は、天竜区協議会の運営について準用する。

(令5規則74・全改)

(代表会の運営)

第6条 第7条及び第8条の規定は、代表会の運営について準用する。

(令5規則74・追加)

(地域分科会の会議の運営)

第7条 地域分科会の会議（以下この条において「会議」という。）は、随時開催するものとする。

2 会議は、公開とする。ただし、議長又は地域分科会委員の3人以上の発議により、出席する地域分科会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

3 議長は、会議録を調製し、会議において定めた2人以上の地域分科会委員が署名しなければならない。

4 地域分科会委員は、第2条第1項第2号の規定による推薦のうち自己の推薦に係る事項については、その議事に加わることはできない。

(令5規則74・追加)

(委任)

第8条 前条に定めるもののほか、地域分科会の運営に関し必要な事項は、地域分科会が定める。

(令5規則74・旧第6条繰下・一部改正)

(連絡調整会議)

第9条 条例第30条の規定により区協議会相互の連絡調整を行うため、全ての区協議会の会長その他市長が必要があると認める者による区協議会会長会議を置く。

2 前項の会議の運営は、地域分科会の会議の運営の例による。

(平23規則51・旧第11条繰上・一部改正、令5規則74・旧第7条繰下・一部改正)

(細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(平23規則51・旧第12条繰上、令5規則74・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則の廃止)

2 浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則(平成17年浜松市規則第142号)は、廃止する。

(区協議会委員の選任方法の特例)

3 第2条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う中区協議会、東区協議会及び南区協議会の区協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

4 第2条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う西区協議会、北区協議会及び天竜区協議会の区協議会委員の選任における同条の規定の適用については、同条第1項第2号中「区協議会」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指名及び同項第2号の規定による推薦方法の決定は」とあるのは「指名は」と、「同号」とあるのは「同項第2号」とする。

(地域協議会委員の選任方法の特例)

5 第7条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う浜松西地域協議会及び浜松北地域協議会の地域協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

附 則(平成23年9月29日浜松市規則第51号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例施行規則第2条から第3条まで及び第5条の規定は、平成24年4月1日以後に任期が開始する

区協議会委員を選任する場合について適用し、同日前に任期が開始する区協議会委員を選任する場合については、なお従前の例による。

附 則（令和５年１２月２８日浜松市規則第７４号抄）

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和６年１月１日から施行する。

＜区協議会配付資料＞
 浜松市文書行政課

令和 7 年国勢調査の実施について

1 国勢調査とは

- ・日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査
- ・5年ごとに実施しており、令和7年は22回目（第1回は大正9年（1920年））
- ・結果は、少子高齢化対策や防災計画の策定、将来人口の推計などに利用

2 調査の概要

- （1）調査期日：令和7年10月1日（水）午前0時現在
- （2）調査対象：我が国に常住するすべての人（外国人の方を含む。）
- （3）調査項目：17項目
 （氏名、男女の別、出生の年月、配偶の関係、国籍、現在の住居における居住期間、5年前の住居の所在地、就業状態、仕事の種類など）

- （4）調査の流れ

総務省

－

県

－

市文書行政課

－

各区区振興課・行政センター

－

指導員

－

調査員

－

世帯

3 調査方法

- （1）調査書類一式の配布
 - ・令和7年9月20日から調査員が各世帯を訪問し、調査書類一式を配布
 - ・調査員は、市全体で約3,800人
 （主に自治会選出のほか、新たに公募調査員200人程度を配置）
- （2）回答方法
 - ①インターネット（スマホ、タブレット、パソコン）※詳細は別添
 - ②郵送
 - ③調査員に提出（10月1日以降、調査員が回収）

【令和2年国勢調査の浜松市実績】

インターネット	郵送	調査員に提出
51.3%	40.1%	8.6%

♪インターネットでの回答が、かんたん・便利でおすすめです♪

4 結果の公表時期

令和8年5月までに人口速報集計を、同年9月までに人口等基本集計を公表予定

市区町村コード 48101
調査区番号 99-1-9
世帯番号 1
【 国勢県センサス市南区 】

総務省統計局 及び センサス市 からのご回答のお願い

かんたん・便利なインターネットでの
ご回答をお願いします

We encourage you to submit your response online

我们已请求您在网上进行回答

인터넷으로 답변해 주시기 바랍니다



インターネット回答は **10月8日(水)まで**

Online submission will be accepted until Wednesday, October 8

98%

利用者から好評！

令和2年国勢調査では インターネット回答した人の **98%** が
「次回もインターネットで回答したい」と答えています

▼▼ インターネット回答は以下のログイン用QRコードからアクセスしてください ▼▼

あなたの世帯のログインIDとアクセスキー

Login ID and Access Key for Your Online Response

ログインID (Login ID)

(半角8ケタ)

エー・ビー・シー・ディー

いち・に・さん・よん

a b c d

1 2 3 4

アクセスキー (Access Key)

(半角4ケタ)

ダブルユー・エックス・ワイ・ゼット

w x y z

ログイン用QRコード

(QR Code for Login)



abcd-1234
wxyz

※ログインIDやログイン用QRコードは、世帯ごとに異なりますので他人と共有しないでください。
※回答後に再ログインする場合は「ログインID」とご自身で設定した「パスワード」を入力してください。

読み取ると**自動で**
左記ログインID等が入力されます

▶▶ 回答のしかたはウラ面へ ▶▶

<インターネット回答のしかた>

1 アクセスする

国勢調査オンラインへアクセス

Access the 2025 Census Online

访问人口普查在线页面

국세조사 온라인 접속

スマホ



オモテ面の
ログイン用QRコードを
読み取ってアクセス

パソコン



<https://www.e-kokusei.go.jp/>
にアクセス

2 ログインする

あなたの世帯のログインIDとアクセスキーでログイン

Log in using your Login ID and Access Key

使用登录ID与访问密钥进行登录

로그인 ID와 접속키로 로그인

※ログイン用QRコードを読み取った場合は、あなたの世帯のログインIDとアクセスキーが自動入力された状態になりますので、そのままログインしてください。

3 回答する

画面の案内にそって回答

Follow the instructions to submit your response

遵照画面的说明进行回答

화면 안내에 따라 답변

令和7年10月1日(水)現在の状況を入力してください

入力完了後「パスワード」設定する画面が表示されます

回答データを保護するため **必ずパスワードを設定してください**

最後に「送信」ボタンを忘れずに押してください

送信



「送信」ボタンを押すと 右図のとおり
「令和7年国勢調査の回答を受け付けました。」
と表示されます

※回答後、10月1日(水)までに世帯員の出生や転居など
回答内容に変更がある場合は、再ログインの上、修正
してください。
再ログインには「ログインID」及びご自身で設定した
「パスワード」が必要です。

令和7年国勢調査の回答を受け付けました。
これでインターネット回答は終了です。
ご回答ありがとうございました。

ログインID

abcd 1234

受付日時

令和7年10月1日 12時00分

日本語以外の場合は言語設定を変更

Change language settings, if necessary

この書類の取扱いについて

- この書類は、配布された世帯でのみご使用ください。
また、原則再発行いたしません。
- この書類は、令和7年10月31日(金)まで大切に保管
してください。
その後、廃棄する際も、破るなどしてログインIDなど
がわからない状態にしてください。
- インターネットで回答された場合は、紙の調査票の
提出は不要です。
紙の調査票には何も記入せずに、他に使われない
ように、廃棄してください。

No.	9	提案委員氏名	中村 重男
1	「地域課題」		
【2：地域課題 ▶ 平時における、発災前に行う「防災移転」の促進】			
近年、自然災害の激甚化・頻発化とともに、人命に繋がる災害が多発しており、災害ハザードエリアにおける防災・減災対策の重要性が改めて浮き彫りになって来ています。 又、防災・減災対策としては、堤防整備等のハード対策や、浸水ハザードマップ等を通じた地域の方々に対する事前の備え・避難対策の呼びかけといった取り組みのみならず、土地利用や住まいの方からのアプローチ、すなわち、防災移転の考え方を進めていくことが重要です。			
1：平時における、発災前に行う「防災移転」の促進 あらかじめ、災害ハザードエリアにおける住宅や施設の立地条件等を踏まえて、様々な移転先への候補地を検討し、平時から移転の取り組みを進めていく「防災移転」を進めること。 2：人口動態や土地利用等を踏まえた、「まちづくり」の一環としての移転の促進 災害ハザードエリアからの移転について、地域の持続可能性を高め、コンパクトシティの推進に資するような移転を進めること。 ＊という軸足に立って「防災移転まちづくり」を進めることが大切です。 3：防災移転まちづくりを支える制度全体像 (1)防災移転支援事業(令和2年創設) 防災移転支援事業は、都市再生特別措置法に基づく事業で、住宅や施設の移転について、登記手続きや税制面で支援するものであり、 【移転元】災害の発生する恐れがある区域から 【移転先】移転者が居住誘導区域又は都市計画誘導区域 【移転物】住居又は施設を移転する場合 【支援策】市町村が登記手続きを代行し、不動産取得税等の減免を得られるものです。 住宅のみならず様々な施設について、また、個々の申請に応じて事業を適用することが可能であるなど、比較的、移転者のニーズに機動的に対応して活用することが可能な仕組みとなっています。			
＊行政には各地域で、定期的な説明会の開催をお願い致します。			

2	他の委員への依頼したいこと
3	行政から情報提供を求めたいこと
4	提案など

中央区協議会（代表会）からの連絡事項について

令和7年7月10日開催の中央区協議会（代表会）での「地域分科会からの報告事項」について、報告します。

【内容】

- （１）中地域分科会 … P. 別 1
- （２）東地域分科会 … P. 別 7
- （３）西地域分科会 … P. 別 9
- （４）南地域分科会 … P. 別 11

中地域分科会における意見・要望等（令和7年7月）

件名	三方原地区コミュニティ協議会からの要望に対する回答について（ラウンドアバウトの導入）	開催月	令和7年6月
内容	（背景） ・三方原地区は、朝夕の通勤車輛や大型物流車輛の増加による慢性的な交通渋滞を避けようとして生活道路への車両流入等により、通学児童・生徒は大変危険な状況が続き、地区内住民の生活に大きな不安と支障をきたしている。 ・一方、静岡県 of 厳しい財政状況により、交通事故多発交差点におけるの信号機の設置も非常に困難な状況にある。 （要望内容） ・安全性、円滑性、環境性、経済性に優れ、災害時での機能性を併せ持ち、生活道路交差点での課題解決が見込まれる「小型ラウンドアバウト」を本地区内に導入するよう要望する。 ※要望区域については別紙のとおり。		
所管課	道路企画課		
回答 （方針等）	・三方原地区は、企業の立地や住宅が増加している地域であり、通過車両が幹線道路の渋滞を避け、生活道路への進入を想定していると共に、地域の方からも交通量が増えてきているというご意見をいただいている。こうしたなか交通事故の発生状況は、特に交差点における出会い頭の事故が多発している状況である。 ・これまでも、交差点箇所の交通事故対策を行ってきたが、当地区の現状から更なる対策が必要であると認識している。 ・ご要望いただいたラウンドアバウトは、通常の交差点に比べて車同士が交錯するポイントを減らすことができるため、出会い頭事故の削減に寄与するものと考えており、交差点への進入速度や通過速度が抑えられるため、重大事故の防止効果が期待できると共に、災害時には交差点機能の確保などにも効果があると認識している。 ・また、小型ラウンドアバウトは、従来よりも外径が小さく、いわゆる生活道路への導入が期待できる。 ・本市としても、交通事故削減に向けて、三方原地区内での小型ラウンドアバウトの設置を検討しているところであり、今後、関係する自治会及び地権者等と話を進め、実現に向けて取り組んでいく。		

- 日本の交通量の少ない平面交差点においては、無信号交差点については一時停止無視などによる出頭事故の発生、また、信号交差点については、信号無視や信号切替り時における交差点進入による出頭事故の発生とともに、信号待ちによって無駄な遅れ時間が利用者に生じること、といった課題がある。従って、こうした安全上の問題を解決しつつ、利用者の利便性の観点から遅れ時間をできるだけ少なく抑えるような交差点の制御手法を実現することが必要
- また、災害時に伴う停電等でも安全に通行できる機能性が求められる。

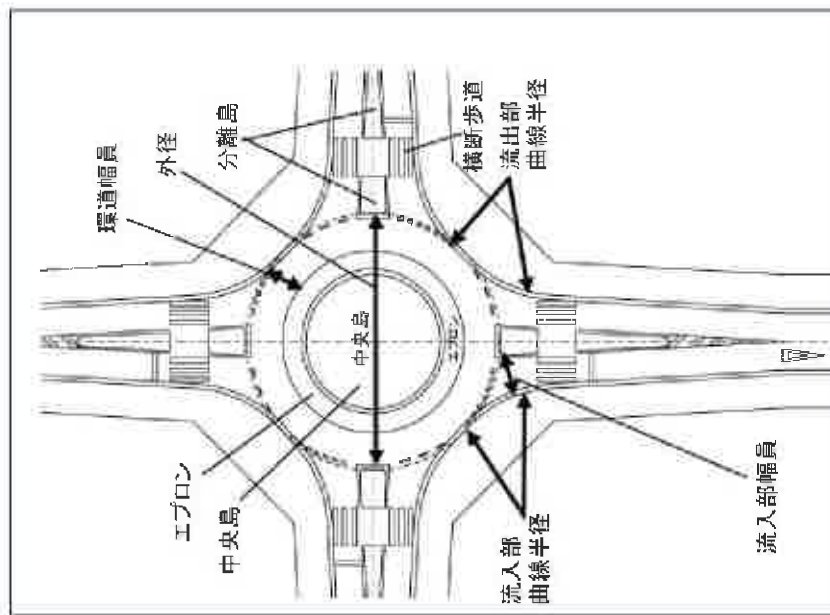
■ラウンドアバウトの定義

ラウンドアバウト (roundabout) とは、『環道交通流に優先権があり、かつ環道交通流は信号機や一時停止などにより中断されない、円形の平面交差点の一方通行制御方式』

■ラウンドアバウトの類型と特徴

(1) 標準ラウンドアバウト

- 中央島が設けられ、流出入口、環道とも1車線のラウンドアバウトで、車両が中央島に物理的に乗り上げることができないものを指す。
- 一般に外径は26～40m程度である。市街地、住宅地内、集落の入口の交差点や、郊外部でも比較的交通量が少なく、規制速度の高い道路相互の接続する交差点や、高速度道路のランプと一般道との接続部などで適用。
- 回転半径の大きな車両が環道幅員の範囲で走行できない場合に、中央島の外周部に乗り上げ可能な段差(エプロン)部を設けることで、通常の普通車などは環道を走行するが、一部の大型車両はエプロン部に乗り上げることでの走行可能



中地域分科会における意見・要望等（令和7年7月）

件名	三方原地区コミュニティ協議会からの要望に対する回答について（三方原防風林の活用）	開催月	令和7年6月
内容	（背景） ・浜松市所有の三方原防風林は松枯れにより多くが伐採され、令和6年11月に用途廃止となった。 ・近年の異常気象により、農業用幹線排水路からの越水による浸水被害が拡大し、地域住民の生活や企業活動、農業活動等に大きな支障を及ぼしている。 （要望内容） ・初生小学校に隣接する三方原防風林跡地（8号防風林）については、PFI等の官民連携手法等も含め災害対策応急仮設住宅用地、防災公園及びスポーツ広場用地等として早急に整備すること。 ・浜松工業高校前交差点（三方原町）から北方面約4.5km（三幸町付近）の三方原防風林（1号防風林及び6号防風林）を地区浸水対策の貯留施設、災害対策応急仮設住宅用地、防災公園、スポーツ広場用地等としての利活用を視野に入れ、PFI等の官民連携手法等も含め、基本構想及び基本計画等を策定し、整備すること。 ※要望箇所については別紙のとおり。		
所管課	企画課		
回答 （方針等）	・三方原防風林は、南北全長約5kmに渡り松等の木が植えられていた土地であり、沿線には小学校や高校、住宅などが建ち並び、これまで散歩道としても親しまれてきた。しかしながら、松くい虫の被害等による松枯れにより維持が難しく、多くを伐倒してきた。また、国から市へ防風林が譲与された1970年代とは周辺状況も大きく変化し、防風林としての役割を終えていることから、関東農政局と協議を進めてきた結果、2024（令和6）年11月に防風林の用途廃止が認められた。 ・市では跡地の利活用について、2023（令和5）年度に、初生町の地元自治会や学校関係者を中心に、跡地の利活用に関するワークショップを2回開催し、様々な意見を伺ってきた。2024（令和6）年度からは庁内関係課で検討体制を設け、防風林に関する情報共有と利活用策の検討を始めている。防風林は場所により伐倒状況が異なっており、周辺環境も様々だが、三方原防風林跡地については、強固な地盤の三方原台地上であることや市域全体の位置関係に鑑みると、災害時の活用や公園、スポーツ広場としての利活用など、要望内容も踏まえ、検討を進めていく。		

三方原防風林所有者位置図

資料作成:齋藤和志



(中地域分科会) 地域課題に係る報告 (令和7年7月)

件名	災害時の「自助」に関すること ・「自宅避難に向けての取組」及び「自宅周辺の 情報取得の方法」	開催月	令和7年6月
内容	○背景又は取り上げた理由 ・阪神・淡路大震災の教訓を活かし、自宅に置いて様々な地震対策が講じられてきた。自身や家族が助かるために、自助について話し合っていたきたく提案した。 ・一昨年の大雨の際、家の周りで起きていることがわからず、不安を感じた。地域内で情報どうやって共有しているのか、行政との連携はどう行えばよいのか気になり提案した。 ○内容（他の委員に聞きたいこと） 1 個人や家族での取組 2 地域での取組や防災訓練（避難所計画への参加やHUG訓練体験の有無） 3 隣保のつながりなど長期的に継続できる人間関係づくり 4 有線放送など、どのように身近な情報を取得しているか 5 防災準備はどの程度まですべきか、賞味期限のチェックはどうしているか		
所管課	中央区 区振興課		
質問 ・ 意見 ・ 回答	委員からの主な質問・意見等	回答	
	1 個人で家族での取組について、緊急時の連絡方法や集合場所をあらかじめ決めておくことが重要である。また、携帯電話が使えない状況も想定すべきである。	<意見>	
	2 地域での取組や防災訓練について、自主防災隊による月1回の活動や、HUG訓練の実施など、積極的に取り組んでいる。企業が集まる地域では、企業との連携も今後重要になると思う。	<意見>	
	3 自治会加入率の低下が根本的な問題であり、一戸建てとマンションの情報把握の違いも考慮しながら、各自治体や地域で状況を把握していくことが重要である。	<意見>	

	4 有線放送は浜松市内ではほとんど使用されていない。地震や大雨時の避難命令の伝達方法について、携帯電話の緊急情報が取得できない可能性も考慮し、把握しておく必要がある。	<意見>
	5 防災準備について、発電機やバッテリー、照明器具、7日分の食料と水などが必要だと思う。 賞味期限については、ローリングストックを意識することが大事だと思う。	<意見>

(東地域分科会) 地域課題に係る報告 (令和 7 年 7 月)

件名	浜松市こども計画について	開催月	令和 7 年 6 月
内容	○背景又は取り上げた理由 ・東地域分科会に設置されている地域福祉委員会は令和 5 年度から「こどもに視点をあてた福祉」を協議テーマとして設定している。 ・5 月 14 日に開催した令和 7 年度第 1 回同委員会においてこども若者政策課を招き、3 月に策定された「浜松市こども計画」について説明を受けた。 ・その後、東地域分科会において活動報告を行い、委員に情報を共有した。 ※「質問・回答」欄については地域福祉委員会での質疑応答から抜粋して記載		
所管課	こども若者政策課		
質問・意見・回答	委員からの主な質問・意見等	回答	
	1 計画の着実な推進のため P D C A の中のチェックが重要だと思うが、どうチェックしていくのか。	1 成果を取りまとめ、庁内体制（3 層構造）のほか、関係機関として附属機関である「浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」にもご意見を頂き、事業に活かしていく。5 か年計画だが、見直しを行い必要なものは随時、新規事業として追加していく。	
	2 「子どもの生活実態調査」(子育て支援課)における「朝食の欠食状況」について。何をもちて朝食と考えるのかも家庭ごとに違う実態がある。親教育こそが重要だと感じている。	2 基本的な生活習慣を身につけることが大切だと思う。計画のなかでも「食育を通じた基本的な生活習慣の形成」として掲載しており、食育を推進していく。	
	3 民間学童保育に携わっているが、長期休暇は利用が多く例年大変な状況。今年は平日についても、これまでよりも利用希望が多い。待機児童対策はどのようにされているのか。	3 令和 7 年度は待機児童対策の一つとして、「夏季休業期間における臨時放課後児童会モデル事業」を上島小学校(中央区)と赤佐小学校(浜名区)で実施していく。	

(西地域分科会) 地域課題に係る報告 (令和 7 年 7 月)

件名	外国人や障がい者との交流について	開催月	令和 7 年 4 月、5 月
内容	○背景又は取り上げた理由 外国人や障がい者の方は外部の人と交流する機会が少なく、内輪で固まりがちに感じている。これらの人たちとの交流が、ごみ問題や自主防災などへの対応にもつながる手立ての一つになると考えるため。 ○他の委員に聞きたいこと 外国人や障がいをもつ方々とうまく交流できている地域は、どんな方法でやっているか教えてほしい。 ○内容 委員同士で情報交換や意見交換などを行った。 (委員からの情報提供) ・令和 6 年度 舞阪地区社会福祉協議会「会費」のお願いについて (日本語版、ポルトガル語版) ・篠原地区の自治会における (公財) 浜松国際交流協会の通訳サービス利用について ・入野地区での翻訳・通訳サービス利用について ・(伊佐見地区社会福祉協議会) ふれあい広場 2024 について ・(伊佐見協働センター) やさしい日本語講座 ・(入野地区社協サロンこんぺいとー) こんぺいとー音楽会 ・第 2 回篠原地区ボッチャ大会 ・(雄踏地区民生委員・児童委員協議会) 令和 7 年度 グラウンドゴルフ開催案内 ・(雄踏地区民生委員・児童委員協議会) ムンド・デ・アレグリア (外国人学校) との交流について ・ゆうとう納涼祭やふれあい広場での交流について		
所管課	国際課		
質問 ・ 意見 ・ 回答	委員からの主な質問・意見等	回答	
	1 外国人が気軽に日本語学習できる場所を増やしてほしい。	1 HICE や U-ToC、日本語ボランティアなど多様な学習機会を提供している。	

(南地域分科会) 地域課題に係る報告 (令和7年7月)

件名	雨水対策について ・浜松市総合雨水対策計画	開催月	令和7年6月
内容	○背景又は取り上げた理由 豪雨被害により浸水が発生した場合に、田んぼは貯水能力があるため有効であるが、田んぼが宅地等に転用され減少している。転用地は防災エリアのところもある。学校には貯水槽の整備がされているところもあるが、南地域全体の雨水対策について知りたいため。 ○内容 (他の委員又は行政に聞きたいこと) ・浜松市の雨水対策の取り組みについて		
所管課	河川課		
質問 ・ 意見 ・ 回答	委員からの主な質問・意見等	回答	
	1 芳川エリアには静岡県が管理する芳川と浜松市が管理する東芳川が流れているが、河川の整備において、静岡県と浜松市はどのように連携し事業を進めているか。	1 雨水対策は、関係機関の連携が必要と考えている。浜松市総合雨水対策計画には、静岡県が取り組む対策を位置付けている。 また、県主体の計画の中にも、浜松市が取り組む対策を位置づけている。このように県と市、双方が連携して計画を策定している。河川の整備を行う段階においても十分に調整し事業を進めている。	
	2 内水氾濫の原因の一つである竹林や雑木の除去対策についてお聞きしたい。	2 内水氾濫は、放流先河川の水位が高くなり水が川に流れない状況や排水路などの能力不足で発生する。放流先の河川に水が流せなければ、対策は難しいため、まずは東芳川の整備に取り組んでいる。 また、静岡県において、管理する芳川の整備も進めていくと聞いている。 また、排水路や側溝の能力不足が確認されている箇所については、局所的に改良工事を進めている。	

		竹林や雑木があると水の流れを阻害し、水位上昇の原因になる。指摘された場所は、芳川沿いのことと思われるが、今回のご意見を浜松土木事務所へ情報共有する。
	3 河輪地区の学校は避難所になるが、校庭貯留を行ったときの災害時の取扱いについて教えていただきたい。	3 校庭貯留を行うにあたっては、教育施設課などの関連部局と連携し、グラウンドの高さ関係等を調べた上で設計している。校庭の周りに土を盛るなど、水を溜める構造とし、さらに吐き口に金属プレート製のオリフィスを取り付け、排水管を小さくすることで放流先河川に流れる水の量を抑制する。 災害時は、このオリフィスを外し、水を流れ易くすることで、校庭貯留は運用しない方針としている。

令和 7 年度第 2 回中央区協議会（代表会） 質問・意見に対する回答

●地域分科会からの報告事項等に関する質問・意見

質問（意見）者	栗田 孝代 委員
質問（意見）事項	1 小型ラウンドアバウトの導入について ・導入にあたってすでに浜松市内で導入 3 ヶ所からこれから導入するのに役立つ内容のアンケートを実施活用してはどうか。 ・例えば、住民への PR 方法等をはじめとし、導入上での具体的な問題点とその解決対策 2（旧東区）ゾーン 30 プラスの周知について ・与進小前のゾーン 30 プラスを利用している時に、タクシーが制限速度を守らず走行するのを見かけた。 ・タクシー会社に再度 PR の必要性を感じる。
担当課（回答）	道路企画課
回答	1 小型ラウンドアバウトの導入について これまで実施したラウンドアバウトにおきましては、本市が情報発信した SNS 等に対するコメントや導入後の地元関係者等への聞き取り等で、ラウンドアバウトの利用に関する感想等を情報収集しております。 本市内において、ラウンドアバウトを設置した箇所が少ないことから、利用にあたって戸惑う声や通行ルール等の周知を望む声も聞いており、今後も引き続き広報活動を通じ、周知を進めてまいります。 今後、新規に導入する箇所につきましては、事前に地元自治会を通じて説明会や回覧にて交差点形状の変更や通行ルール等をお伝えするとともに、先例での知見等を紹介しながら、促進普及に繋がる取り組みに努めてまいります。 2（旧東区）ゾーン 30 プラスの周知について 速度超過に対しましては、警察による取り締まりのほかに、一人一人が交通安全意識を高め、交通ルール・マナーを守り安全な行動を心掛けていただけるよう、本市や交通安全協会等関係団体が連携し、交通安全教育、交通安全広報・啓発活動に取り組んでいるところであります。 ご指摘いただいたタクシーの速度超過に関しましては、大変重要なご意見として承りました。交通事故をなくすためには、ゾーン 30 プラスの効果に限らずルールを遵守していただくことが重要です。 このため、本市としましては、地元タクシー協会を通じて、各タクシー事業者に対し、ゾーン 30 プラスの趣旨や実施状況を周知してまいります。 また、市民の皆様への広報活動としまして、本市の X や Instagram 等の SNS を活用し、ゾーン 30 プラスの意義や遵守の重要性について、より一層の情報発信を行ってまいります。 これらの取り組みを通じて、ゾーン 30 プラスの効果的な運用と交通安全の向上を図ってまいります。

令和7年7月29日

舞阪地区自治会連合会 片山 幸一

地域課題No.9

◎「平時における、発災前に行う「防災移転」促進（中村 重男 委員）」

※地域の自治会長に「防災移転」だけではなく「防災・減災」対策として取り組んでいる事例や提案等をお願いしました。

◇ 地域の取り組み及び提案(舞阪町第一弁天島自治会)

- ①発災前の「防災移転」の考え方については理解できるため、行政(国、静岡県、及び浜松市)が主体となって、移転先・支援内容等の情報を発信していただきたい。
- ②舞阪町第一弁天島地区にとって「防災・減災対策」として気掛かりなのは下記の2点です。
 - 1) 南海トラフ地震に伴う、「津波」と「液状化」への対応。
 - 2) 超大型台風に伴う「高潮」への対応。
- ③「津波」及び「高潮」対策としては、特に海拔の低い場所の護岸整備を早急をお願いしたい。本件は静岡県土木事務所にも複数回に渡り要望書を提出しています。
- ④「液状化」については、特に道路に対し何らかの対策が必要と考えます。能登半島地震の際、液状化による道路の陥没により道路網が寸断され集落の孤立、救援・復興の遅れ等が起きています。

◇ 地域の取り組み及び提案(舞阪町砂町自治会)

(イ)「防災移転」は自然災害が発生した地域で、将来も災害が発生する恐れがある地域においては有効な対策であると思う。
 ・国の「防災集団移転促進事業」は①洪水や津波、土砂災害など自然災害リスクが高い②防潮堤整備など、ハード整備が困難③地域から住宅の移転要望がある等防災上の課題があり、5戸以上の集団である事あることが条件となっている。
 ・集団で移転するという条件はハードルが高いのではないか。

(ウ)「南海トラフ地震」が30年以内に70%～80%の確率で発生すると予測されている。(現在は80%の確率と予測された)
 ・2025年3月31日に発表された「南海トラフ地震」の被害想定では静岡県は最大死者数が10万3千人と想定されている。
 ・沿岸部の地域ではこのような想定が出て不安を感じ、移転(引越)をしたいと思っている住民もいるのではないか。
 ・そこで、静岡県、浜松市は国とは別に独自の防災移転促進事業を計画したらどうか。世帯単位で移転費用(引越費用等)を補助する。

♪ 森の水車の歌碑を訪ねる旅 ♪

清水みのる(詩人・作詞家)(1903～79)のふるさとにむかうバスは、「森の水車公園」で県道を折れると、川に沿って、みのる生家のソテツを過ぎ、歌碑のある伊佐見小学校につきます。

文学に傾倒したみのるは、家業の医者を継がず、周囲の期待を裏切りふるさとを離れたままレコード会社に就職し、歌謡曲や童謡の詩を作りました。その代表作が「森の水車」(1941)です。心の中の伊左地川の水車とそこに生きる人たちを歌にしたのです。

「森の水車」は、戦時下に作られた、勤労が明るい未来をひらく楽しい歌ですが、軍部の意向で放送されませんでした。

この歌が復活するのは、敗戦後、1949年。廃墟の青空にラジオから流れる歌声でした。同じ年に、みのるは母校伊佐見小の校歌も作っています。「ひかりの子」と唱うその歌は、新生の希望を子どもたちの未来に託しています。歌碑をお訪ねの際は、「清水みのるの部屋」も訪れ、校歌の歌詞にも触れてください。二つの歌に、時代を越える希望を感じていただけたと思います。

(全日本合唱連盟機関誌ハーモニー196号「歌のふるさと歌碑をたずねて」より、編集部のご好意で転載させていただきました)



今回の旅のコース

平日限定

浜松方面から遠鉄バス舘山寺線

10:30 ころ「伊佐見橋」下車

森の水車公園で散策、水車小屋歌碑見学、昼食

13:00 伊左地川の水田の小道を西に向かって歩く

13:30 伊左地公民館農村公園で休息

14:00 伊左地川の堤防を歩き伊佐見小学校へ

14:30 伊佐見小学校歌碑と「清水みのるの部屋」

(小学校に事前に連絡が必要です)

14:50 伊佐見協働センター歌碑見学

15:15 伊佐見小学校前バス停浜松駅行きバス乗車



路線名 8-33 伊佐見線 改正日 2025年3月21日
行き先 浜松駅方面
曜日 平日

バス	市役所	協働センター	伊佐見橋	伊佐見小学校	伊佐見公民館	伊佐見公園	伊佐見駅
6:19	6:24	6:28	6:32	6:38	6:42	6:47	6:51
6:57	7:03	7:10	7:15	7:23	7:30	7:37	7:41
14:19	14:24	14:28	14:33	14:38	14:42	14:47	14:51
15:09	15:14	15:18	15:23	15:28	15:33	15:37	15:41

路線名 8-33 伊佐見線
行き先 浜松駅方面
曜日 平日

浜松駅	市役所	協働センター	伊佐見橋	伊佐見小学校	伊佐見公民館	伊佐見公園	伊佐見駅
14:12	14:18	14:22	14:28	14:33	14:38	14:42	14:47
17:12	17:18	17:22	17:28	17:33	17:38	17:42	17:47
18:12	18:18	18:22	18:28	18:33	18:38	18:42	18:47

※土日祝は運行いたしません。

バス伊佐見線の旅1

発行 伊佐見地区自治会連合会 連絡先 090-1568-6298 野島

バス伊佐見線の小さな旅 A Little Bus Journey

浜名湖畔の風景への誘い
Why don't you visit by bus?

浜名湖畔を走る静かなバスに乗って、
平日の小さな旅を楽しんでみませんか？

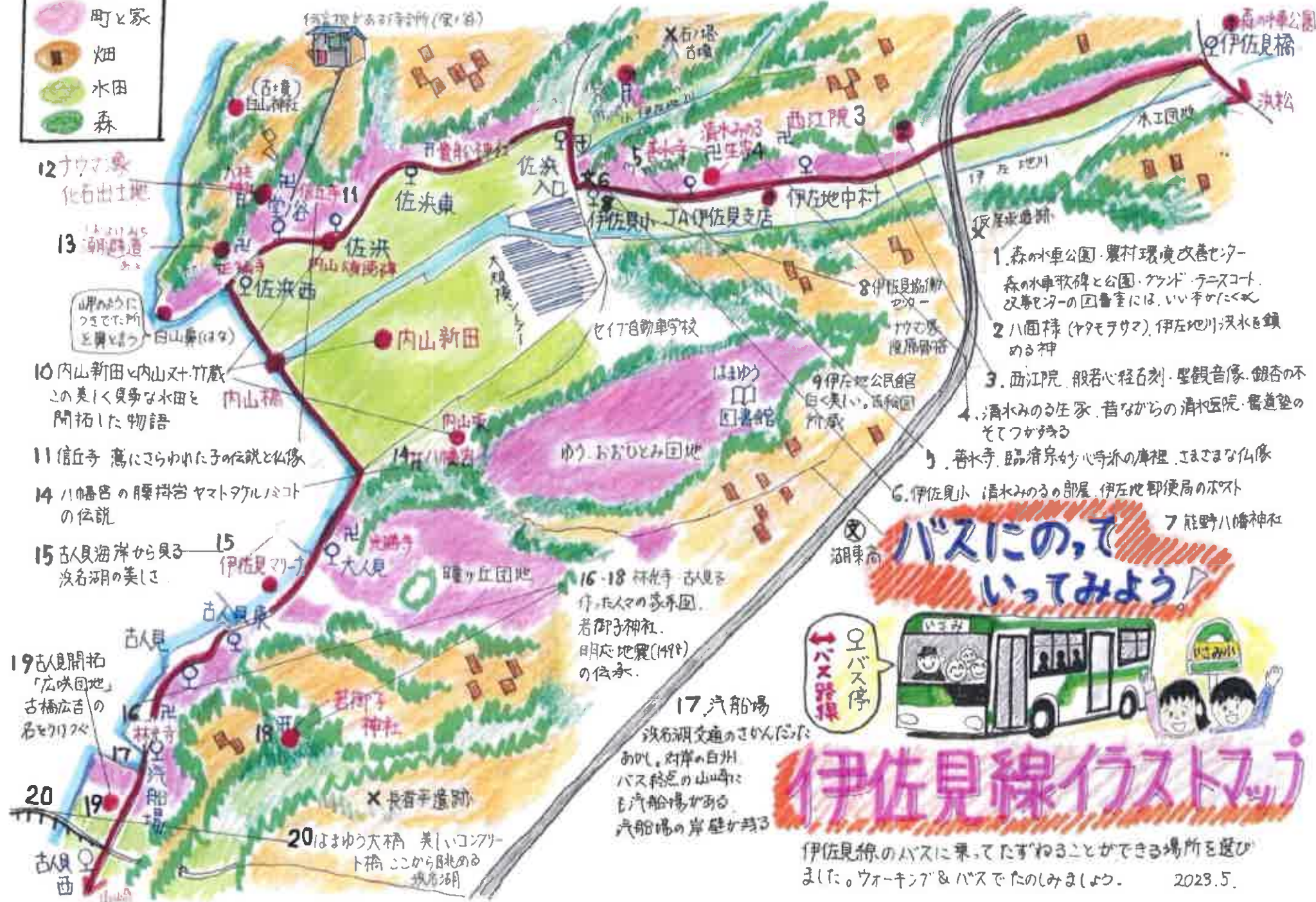
遠鉄バス伊佐見線に乗って訪ねる
旅のエッセイをシリーズでご紹介します。

第1章

童謡「森の水車」歌碑と
詩人清水みのるの故郷の旅



森の水車 (www.izumi-jyosei.jp)



バス停



伊佐見線イラストマップ

伊佐見線のバスに乗ってたずねることができる場所を選びました。ウォーキング＆バスでたのしみましょ。 2023.5.

ナウマンゾウのふるさと佐浜の旅

バス大人見山崎線、はまゆう図書館前で降りて、図書館を訪ねましょう。地域の本をご覧ください。図書館を出たら、歩いてバス道路を降りていくと、眼下に水田が広がります。浜名湖干拓地、内山新田です。初夏は黄緑、秋は黄金色の美しい水田の間を抜け、伊左地川河口にかかる橋を渡ります。対岸は、佐浜町。ここが、ナウマンゾウのふるさとです。

ナウマンゾウはマンモスと並ぶ氷河時代の大型動物。海水面が今よりも低かったため地続きの大陸から渡ってきたのです。化石を見て、明治初期にドイツ人の地質学者ナウマンが、ゾウであると発表しました。三方原台地の地層には、天竜川の石の層の下に、灰色の泥の地層があります。佐浜泥層と呼ばれ、ここから明治の終わり頃、新田開発のため土を切り出しているとき、見事な牙と歯が出土したのです。京都大学の横山次郎博士が、この佐浜の化石を鑑定し、新種のゾウであると確定し、ナウマンの名前を取ってナウマンゾウと名付けました。1924年のことです。そして、この佐浜の化石は、現在でも識別するための標準化石として、京都大学に保管されています。

伝言板のある堂の谷バス停からバスに乗り、伊佐見小であります。伊佐見地区は、ナウマンゾウを街のシンボルとしています。伊佐見協働センターで町民手作りのナウマンゾウの全身骨格をぜひご覧ください。



今回の旅のコース 平日限定

- 10:50 大人見山崎線でゆう大人見東下車
手前の湖東高校で降りて歩いてもいいです
- 11:00 はまゆう図書館 トイレあり
- 12:00 図書館隣あい公園で昼食トイレあり
- 12:30 内山新田を歩いて佐浜へ
- 13:30 ナウマンゾウ出土地見学
- 14:10 佐浜堂の谷バス停見学
- 14:27 堂の谷バス停でバス乗車
- 14:33 伊佐見小で下車
- 14:40 伊佐見協働センター 休憩トイレあり
ナウマンゾウ骨格レプリカ見学
- 15:15 伊佐見小バス停で浜松行き乗車



路線名 36 大連ひとみヶ丘線
行き先 ひとみヶ丘方面
曜日 平日

午前中のみ抜粋

時刻	大連	ひとみヶ丘	伊佐見	伊佐見小	伊佐見協働センター	伊佐見小	伊佐見	ひとみヶ丘	大連
6:45	6:45	7:11	7:11	7:11	7:11	7:11	7:11	7:11	7:11
7:05	7:05	7:31	7:31	7:31	7:31	7:31	7:31	7:31	7:31
7:25	7:25	7:51	7:51	7:51	7:51	7:51	7:51	7:51	7:51
7:45	7:45	8:11	8:11	8:11	8:11	8:11	8:11	8:11	8:11
8:05	8:05	8:31	8:31	8:31	8:31	8:31	8:31	8:31	8:31
8:25	8:25	8:51	8:51	8:51	8:51	8:51	8:51	8:51	8:51
8:45	8:45	9:11	9:11	9:11	9:11	9:11	9:11	9:11	9:11
9:05	9:05	9:31	9:31	9:31	9:31	9:31	9:31	9:31	9:31
9:25	9:25	9:51	9:51	9:51	9:51	9:51	9:51	9:51	9:51
9:45	9:45	10:11	10:11	10:11	10:11	10:11	10:11	10:11	10:11
10:05	10:05	10:31	10:31	10:31	10:31	10:31	10:31	10:31	10:31

路線名 8 33 伊佐見線
行き先 浜松駅方面
曜日 平日

改正日 2025年3月21日

時刻	大連	ひとみヶ丘	伊佐見	伊佐見小	伊佐見協働センター	伊佐見小	伊佐見	ひとみヶ丘	大連
6:45	6:45	7:11	7:11	7:11	7:11	7:11	7:11	7:11	7:11
7:05	7:05	7:31	7:31	7:31	7:31	7:31	7:31	7:31	7:31
7:25	7:25	7:51	7:51	7:51	7:51	7:51	7:51	7:51	7:51
7:45	7:45	8:11	8:11	8:11	8:11	8:11	8:11	8:11	8:11
8:05	8:05	8:31	8:31	8:31	8:31	8:31	8:31	8:31	8:31
8:25	8:25	8:51	8:51	8:51	8:51	8:51	8:51	8:51	8:51
8:45	8:45	9:11	9:11	9:11	9:11	9:11	9:11	9:11	9:11
9:05	9:05	9:31	9:31	9:31	9:31	9:31	9:31	9:31	9:31
9:25	9:25	9:51	9:51	9:51	9:51	9:51	9:51	9:51	9:51
9:45	9:45	10:11	10:11	10:11	10:11	10:11	10:11	10:11	10:11
10:05	10:05	10:31	10:31	10:31	10:31	10:31	10:31	10:31	10:31

バス伊佐見線の旅2

発行 伊佐見地区自治会連合会 連絡先 090-1568-6298 野島

バス伊佐見線の小さな旅

A Little Bus Journey

浜名湖畔の風景への誘い

Why don't you visit by bus?

浜名湖畔を走る静かなバスに乗って、平日の小さな旅を楽しんでみませんか？

遠鉄バス伊佐見線に乗って訪ねる旅のエッセイをシリーズでご紹介します。

第2章

日本のナウマンゾウのふるさと 佐浜を訪ねる旅



堂の谷バス停（湖東中生徒作品）



伊佐見線イラストマップ

伊佐見線のバスに乗ってたずねることができる場所を選びました。ウォーキング&バスでたのしみましょう。 2023.5.

湖岸の風とさざなみにふれる旅

古人見、大人見は浜名湖岸の町です。1498（明応8）年の大地震と津波で、この地域の内湖や湿地帯が外海とつながり、広大な浅い湖面が広がりました。津波で漂着した人々が村のルーツになったと言われていいます。古人見町若御子（ワカミコ）神社には流れ着いた御神体が伝わっています。村人たちは、浅い湖底に群生するアマモ（海藻）を小舟でかき集め、農業の肥料としていました。その港をエボ（江堀）といいます。エボのいくつかは、明治以降、汽船運行が始まると、汽船場となっていくます。今は、湖上交通はなくなり、バス停の名前にのこっています。また、釣りやマリンスポーツが盛んになった今は、マリーナとして新しく湖岸が生まれ変わっています。

湖岸の人の景色は変わっても、湖は変わりません。元は浜名湖の入江だった内山新田の内山橋を渡る風、そして白山鼻から見渡せる表浜名湖の広がりを感じましょう。カモメやカモなどの水鳥が風よけに集まる場所でもあります。

太古はリアス式海岸だった浜名湖には、小さな岬の先端があります。湖上を渡る人々は「鼻」と呼んでいました。白山鼻は、奥浜名湖の対岸、猪鼻と並ぶ昔からの目印だったのでしょう。

浜名湖を体感できたら、旅は終わりです。自転車をのける待合所「佐浜西」のバス停で、帰りのバスを待ちましょう。



今回の旅のコース 平日限定

- 11:03 大人見山崎線で古人見汽船場下車
- 11:05 汽船場～古人見中を散策
若御子神社 秋葉燈籠 林光寺など
- 12:00 古人見のお店で昼食
通友 魚すず 果報(かふう) など
- 13:30 浜名湖マリーナで休憩
浜名湖岸を歩く
- 14:00 大人見を通して内山橋を渡る
佐浜西の湖岸を歩き白山鼻へ
- 14:30 白山鼻で浜名湖を眺める
佐浜西バス停にもどる
- 15:13 佐浜西バス停から浜松行き乗車



路線名 36 大塚ひとみヶ丘線
行き先 ひとみヶ丘方面
曜日 平日
午前中のみ抜粋
湖岸見聞地～山崎の間が古人見

時刻	大塚	ひとみヶ丘	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎
6:45	6:58	7:11	7:20	—	7:30	—	7:40
7:06	7:22	7:36	7:45	—	7:55	—	8:05
7:26	7:42	7:56	8:05	—	8:15	—	8:25
7:46	7:58	8:13	8:20	—	8:30	—	8:40
8:06	8:28	8:38	8:45	—	8:55	—	9:05
8:26	8:48	8:58	9:05	—	9:15	—	9:25
8:46	9:08	9:18	9:25	—	9:35	—	9:45
9:06	9:28	9:38	9:45	—	9:55	—	10:05
9:26	9:48	9:58	10:05	—	10:15	—	10:25
9:46	10:08	10:18	10:25	—	10:35	—	10:45
10:06	10:28	10:38	10:45	—	10:55	—	11:05

路線名 8-33 伊佐見線
行き先 浜松駅方面
曜日 平日
改正日 2025年3月21日

時刻	伊佐見	浜松	浜松	浜松	浜松	浜松	浜松
6:19	6:24	6:28	6:32	6:36	6:40	6:44	6:48
6:39	6:44	6:48	6:52	6:56	7:00	7:04	7:08
6:59	7:04	7:08	7:12	7:16	7:20	7:24	7:28
7:19	7:24	7:28	7:32	7:36	7:40	7:44	7:48
7:39	7:44	7:48	7:52	7:56	8:00	8:04	8:08
7:59	8:04	8:08	8:12	8:16	8:20	8:24	8:28
8:19	8:24	8:28	8:32	8:36	8:40	8:44	8:48
8:39	8:44	8:48	8:52	8:56	9:00	9:04	9:08
8:59	9:04	9:08	9:12	9:16	9:20	9:24	9:28
9:19	9:24	9:28	9:32	9:36	9:40	9:44	9:48
9:39	9:44	9:48	9:52	9:56	10:00	10:04	10:08
9:59	10:04	10:08	10:12	10:16	10:20	10:24	10:28
10:19	10:24	10:28	10:32	10:36	10:40	10:44	10:48
10:39	10:44	10:48	10:52	10:56	11:00	11:04	11:08
10:59	11:04	11:08	11:12	11:16	11:20	11:24	11:28
11:19	11:24	11:28	11:32	11:36	11:40	11:44	11:48
11:39	11:44	11:48	11:52	11:56	12:00	12:04	12:08
11:59	12:04	12:08	12:12	12:16	12:20	12:24	12:28
12:19	12:24	12:28	12:32	12:36	12:40	12:44	12:48
12:39	12:44	12:48	12:52	12:56	13:00	13:04	13:08
12:59	13:04	13:08	13:12	13:16	13:20	13:24	13:28
13:19	13:24	13:28	13:32	13:36	13:40	13:44	13:48
13:39	13:44	13:48	13:52	13:56	14:00	14:04	14:08
13:59	14:04	14:08	14:12	14:16	14:20	14:24	14:28
14:19	14:24	14:28	14:32	14:36	14:40	14:44	14:48
14:39	14:44	14:48	14:52	14:56	15:00	15:04	15:08
14:59	15:04	15:08	15:12	15:16	15:20	15:24	15:28
15:19	15:24	15:28	15:32	15:36	15:40	15:44	15:48
15:39	15:44	15:48	15:52	15:56	16:00	16:04	16:08
15:59	16:04	16:08	16:12	16:16	16:20	16:24	16:28
16:19	16:24	16:28	16:32	16:36	16:40	16:44	16:48
16:39	16:44	16:48	16:52	16:56	17:00	17:04	17:08
16:59	17:04	17:08	17:12	17:16	17:20	17:24	17:28
17:19	17:24	17:28	17:32	17:36	17:40	17:44	17:48
17:39	17:44	17:48	17:52	17:56	18:00	18:04	18:08
17:59	18:04	18:08	18:12	18:16	18:20	18:24	18:28
18:19	18:24	18:28	18:32	18:36	18:40	18:44	18:48
18:39	18:44	18:48	18:52	18:56	19:00	19:04	19:08
18:59	19:04	19:08	19:12	19:16	19:20	19:24	19:28
19:19	19:24	19:28	19:32	19:36	19:40	19:44	19:48
19:39	19:44	19:48	19:52	19:56	20:00	20:04	20:08
19:59	20:04	20:08	20:12	20:16	20:20	20:24	20:28
20:19	20:24	20:28	20:32	20:36	20:40	20:44	20:48
20:39	20:44	20:48	20:52	20:56	21:00	21:04	21:08
20:59	21:04	21:08	21:12	21:16	21:20	21:24	21:28
21:19	21:24	21:28	21:32	21:36	21:40	21:44	21:48
21:39	21:44	21:48	21:52	21:56	22:00	22:04	22:08
21:59	22:04	22:08	22:12	22:16	22:20	22:24	22:28
22:19	22:24	22:28	22:32	22:36	22:40	22:44	22:48
22:39	22:44	22:48	22:52	22:56	23:00	23:04	23:08
22:59	23:04	23:08	23:12	23:16	23:20	23:24	23:28
23:19	23:24	23:28	23:32	23:36	23:40	23:44	23:48
23:39	23:44	23:48	23:52	23:56	24:00	24:04	24:08

バス伊佐見線の旅3

発行 伊佐見地区自治会連合会 問い合わせ 090-1568-6298 野島

バス伊佐見線の小さな旅

A Little Bus Journey

浜名湖畔の風景への誘い
Why don't you visit by bus?

浜名湖畔を走る静かなバスに乗って、
平日の小さな旅を楽しんでみませんか？

遠鉄バス伊佐見線に乗って訪ねる
旅のエッセイをシリーズでご紹介します。

第3章

湖面を渡る風をほほに受けて
さざなみの浜名湖畔を歩く
古人見&大人見の旅

汽船場バス停の風景





伊佐見線のバスに乗ってたずねることができる場所を選びました。ウォーキング&バスでたのしみましょう。 2023.5.



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

第75回 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

社団法人

検索



浜松市中央区更生保護

浜松市中央区
保護司会会報誌

— 第3号 —

浜松市中央区保護司会の皆様には、犯罪・非行をした人の立ち直りの支援と各種の地域活動に多大なご尽力をいただいていることに厚くお礼を申し上げます。

私は、今春、中部地方更生保護委員会から転任してまいりました。静岡保護観察所には、以前、平成14年度、15年度に在籍し、今回で2回目の勤務となります。前回の勤務の折、アクトシティ浜松で開催された県更生保護大会の準備のため、当時の保護司会役員の方々と意見交換を重ねたことを懐かしく思い出します。その後20年余りの歳月が経過し、更生保護法の制定を始めとする法整備等により、更生保護制度や周囲の環境はめまぐるしく変化しました。当地に戻り、以前お世話になった保護司の方々から、その時々々の課題に柔軟に対応して日々の活動を続けてこられたお話を伺い、時勢の変化の中にあっても、この制度が保護司の皆様のお熱意に基づく活動に支えられて立っていることに、いささかも変わりはないと実感しています。

長らく続いたコロナ禍により、人と人とのつながりが薄れ、「孤独・孤立」、「生きづらさ」といった問題がク



「あいさつ

静岡保護観察所所長 宇井総一郎

ローズアップされるようになりました。私たちが日々接する対象者の中にも、こうした問題を抱えた人は数多くいます。彼らが社会との結びつきを取り戻せるよう支援することは、改善更生の大きな足がかりとなります。一昨年末、法改正により刑執行終了者等に対する援助や更生保護に関する地域援助が保護観察所の新たな業務としてスタートしました。皆様におかれましても、静岡県が本年度開始した再犯防止相談支援事業の活用等により、力の及ぶ範囲で「息の長い支援に取り組んでいただければ幸いです。

また、当庁におきましては、昨年度大津市で保護司の方が亡くなられた痛ましい事件を踏まえ、皆様のご意向を伺いながら、ケースの複数担当や面接場所の確保に係る関係機関への協力要請、保護司適任者の確保に向けた取組等を進めてまいります。ご意見、ご要望がありましたら、お寄せください。

浜松市中央区保護司会のますますのご発展、皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

浜松市中央区保護司会のページ

2年目を迎えて

浜松市中央区

保護司会会長 中川 勝夫

浜松市中央区保護司会として、組織が再編され2年目に入ります。初年度は、従来の各区体制をそのまま踏襲し、手探りでの運営でした。その中で、令和6年度第67回静岡県更生保護大会という、一大イベントを浜松が担当し、皆さまの絶大なるご協力のおかげで大成功に終えることができました。改めて感謝申し上げます。

浜松市中央区保護司会の運営に対して多くの批判もあります。これらの批判を真摯に受け止めて浜松市中央区保護司会として、皆さまに納得していただけるよう、課題解決に取り組んでいきたいと思えます。主な取り組みは、「中央区と各支部との連携をいかに潤滑にするか」について、検討会を組織し検討していきます。中央区で推進すべき事業、各支部で行う事業について、費用面も含めて、納得のいく形で振り分けたいと思えます。そのためには、中央区の体制を見直し、各支部との情報交換を充実するとともに、費用面では、市に対して助成金の増額依頼も取り組んでいきたいと考えています。

また、保護司適任者確保の問題です。牛々、定年を迎える保護司が増える中で、保護司候補者確保に苦慮しています。自治会や行政、関係機関への働き掛けも行っていますが、なかなか候補者が確保できないのが現状です。

地道に取り組んでいきたいと思えます。終わりになりますが、中央区保護司会が一体となり、さらに更生保護活動に邁進できるよう、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

◇浜松市中央区保護司会 総会・講演会

令和7年5月29日(木)、浜松市福祉交流センター4階小ホールにおいて、第2回浜松市中央区保護司会定時総会が開催されました。挨拶、ご来賓の皆様のご挨拶を頂いた後、議事に入りました。令和6年度事業報告、収支決算報告、令和7年度事業計画、収支予算、役員人事、いずれも賛成多数で承認されました。「再犯防止相談支援事業」について静岡保護司会連合会事務局から説明があり、総会は滞りなく終了しました。

総会終了後、引き続き自主研修として講演会が開催されました。鈴木勇太氏(浜松市生活自立相談支援センターつながり所長)による「自立相談支援機関が行う入口支援」という内容でした。保護司に毎月送付される「更生保護」2024年12月号にも紹介されていましたが、改めてお話を聞き、再犯防止のための活動としての入口支援の大切さ、難しさを学びました。



総会後、講演を聴く保護司たち

◇浜松市中央区保護司会 行事予定

静岡県社明推進連絡協議会	5/16
中央区総会・自主研修(講演会)	5/29
浜松市社明推進委員会	6/13
浜松市中央区保護司会会報誌発行	7/1
浜松市中央区保護司会会報誌発行	令和8年2/15

○再犯防止相談支援事業の推進

(令和7年度新規事業)

◇地域別定例研修

◇浜松市中央区保護司会内 日程と会場

第1期 生活環境の調整の進め方

中支部	6/19	浜松合同庁舎9階
東支部	6/13	浜松市東行政センター
南支部	6/25	浜松市南行政センター
西支部	6/12	浜松市西行政センター

第2期 精神障害・発達障害等について

中支部	11/20	浜松合同庁舎9階
東支部	10月	浜松市東行政センター
南支部	10/21	浜松市南行政センター
西支部	10/9	浜松市雄踏文化センター

第3期 面接のしかた

中支部	1/29	浜松合同庁舎9階
東支部	1月	浜松市東行政センター
南支部	1/29	浜松市南行政センター
西支部	1/15	浜松市雄踏文化センター

各支部の定例研修に出られない場合、他支部の定例研修に出ることが可能です。またDVDの研修資料も後日見ることが出来ます。詳しくは各支部にお問い合わせて下さい。

浜松市中央区保護司会のページ

第75回 “社会を明るくする運動”

“社会を明るくする運動”とは？

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国で行われている運動です。毎年7月が強調月間となっています。

犯罪や非行を防止し、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くことや犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えることが目標です。

第75回 “社会を明るくする運動”では急速に変化する社会の中で、孤独・孤立や生きづらさを抱えながらも、過去の過ちから立ち直ろうとする人を再び地域に受け入れることにより、多様な背景を持つ人と人が緩やかに繋がりとつ共に支え合う包摂的な地域社会を実現できるようにするために様々な取り組みをしていきます。

①『伝える』

・誰もが抱えうる問題が犯罪や非行の要因となり得ること。

・更生保護の活動は、人は変われるということを信じて寄り添い続けることで、再犯を防止して立ち直りを支える大切な活動であると

ともに、新たな被害者や加害者も生まない安全で安心な社会作りに繋がること。

②『訴える』

犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があり、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうこと。

小・中学生の作文募集

「社会を明るくするために」

作文を書いてみませんか？

まず、インターネットを使って、“社会を明るくする運動”や“更生保護”について、検索。ユーチューブの法務省チャンネルや法務省保護局公式ツイッターやインスタグラムもチェック！それらの知識をもとに、次の題材について、たっぷり時間をかけ、日常の家庭生活や学校生活の体験や経験を見つめ直し、考えをまとめてみよう。

・題材

日常の家庭生活、学校生活の中で体験したこと経験したことをもとに、犯罪や非行のない地域社会作りや犯罪や非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じたことなどを題材としたもの。

・題名は自由

・四百字詰め原稿用紙 3～5枚

作文を書くヒント

- ・犯罪や非行はなぜ起こるんだろう？
- ・事件を起こした人が立ち直るためには、何が必要だろう？
- ・もし、自分の友達や知り合いの人が、悪いことをしてしまったら？
- ・家族との関わりの中でどんなことを感じている？
- ・自分の住んでいる地域ってどんなところ？どんな人たちがいるんだろう？
- ・学校生活の中でうれしかったこと、イヤだったことは？
- ・ニュースや新聞で知った社会のできごとから感じたことは？

令和6年度 優秀作品タイトル集

- 「何か理由があるのかもしれない」
- 「学びを力に！教育が未来を変えよう」
- 「グッズやスポーツの力で繋ぐ共助の絆」
- 「犯罪や非行のない明るい社会にしていくなに 今私ができること」
- 「一人ひとりのつながり」
- 「世界が優しさであふれたら」
- 「『挑戦』の芽をつまないで」
- 「私の大切な言葉」
- 「小さなことから」

今年も、多くの応募を待っています。

各小中学校に実施要項を配布してあります。学校にお問い合わせください。



※南支部だより

「地域に根差した

保護司会活動」



南支部長 鈴木敏郎

前任の二橋克高支部長がご都合で退任されたため、本年度、支部長を務めさせていただくことになりました。保護司としても支部役員としても経験不足で、ご迷惑をお掛けすることが多々あると思います。会員や中央区役員の皆様のご支援・協力をよろしくお願いいたします。

昨年度は、大津市での事件とその後の対応策、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」の報告とそれを受けた諸施策の見直しなど、保護司を取り巻く大きな動きのあった一年間でした。保護司に対する注目が集まると共に、保護司確保の難しさが一層浮き彫りになった気がします。

保護司の確保は南支部においても大きな課題です。南支部の定数は29人ですが、ここ数年以内にその3分の1が退任されることとなります。いずれも経験豊富でこれまで保護司をけん引されてきた方々です。新たな保護司の確保に支部をあげて取り組むと共に、先輩たちのバトンを引き継いでいけるよう努めていきたいと思っています。

南支部はこれまで地域に根差した保護司会活動を進めてきました。本年度も同様に活動してまいりますので、地元自治会をはじめ皆様のご支援・協力をよろしくお願いいたします。

令和7年度 第2回浜松市中央区保護司会

南支部定時総会開催

令和7年5月15日(木)、浜松市南行政センター3階大会議室において、第2回浜松市中央区保護司会南支部定時総会が開催されました。二橋克高南支部長の挨拶、南地域自治会連合会会長清水哲夫様をはじめ3人のご来賓から祝辞を頂き、その後議事に入りました。

令和6年度事業報告及び決算報告、南支部規則制定の件、令和7年度役員人事案件はいずれも全員の賛成で承認され、鈴木敏郎新南支部長が挨拶をしました。次に令和7年度事業計画、事業予算について審議が行われ、原案通りに決議し、総会は滞りなく終了しました。



令和7年度 浜松市中央区保護司会南支部

役員紹介

役職名	氏名	(班)
支部長	鈴木敏郎	(3)
副支部長兼事務長	岡本眞理	(1)
副支部長兼会計	村瀬勝人	(3)
第1班長兼広報部長	井口博行	(1)
第2班長兼研修部長	嶋田初江	(2)
第3班長兼地域活動部長	埜村豊	(3)
監事	内山芳実	(1)
監事	伊藤哲朗	(3)

◎令和7年度 主な事業

○南支部総会開催	5/15
○第1回各班会開催	6・7月
○広報部会	6/17
○研修部会	6/25
○「中央区更生保護」3号発行	7/1
○地域活動部会	7/1
○社明作文審査会	9/4・8
○第2回各班会開催	令和8年2月
○「中央区更生保護」4号発行	2/15
※定例研修会(詳細P2参照)	

◎活動のあしあと

○研修部会・定例研修会③	令和7年1/30
○社明作文入選者表彰式	1/30
○第2回3班会開催	2/4
○第2回2班会開催	2/7
○第2回1班会開催	2/8
○広報部会	2/18
○「中央区更生保護」2号発行	3/1
○「南支部保護司だより」1号発行	3/1

＊西支部だより＊ 中央区保護司会西支部

2年目のスタート

令和7年4月24日(木)、浜松市西行政センター3階大会議室において、令和7年度西支部定時総会が行われました。会の冒頭、支部長より挨拶がありました。

令和7年度中央区保護司会

西支部定時総会



西支部長 田澤 健司

本日の定時総会は、浜松市の行政区改編により保護司会の再編が行われてから2年目を迎えた総会です。この1年は、新たに発足した中央区保護司会と支部との業務の分担や、具体的な事業の実施方法・経費の負担等について、その都度協議・調整をしながらの対応を余儀なくされてきました。

再編された4つの保護司会は、それぞれの地域事情に即して活動してきましたので、その内容が大きく異なっています。できるだけ早く再編の意義が果たせるようにしていかねばなりません。そのためには、業務分担や経費負担などの課題に対して、きちんと言うべきことは言う、実行力に裏付けられた説得力を持つ支部であることが重要と考えます。そこで、今年度は、役員の世代交代も含めた支部組織の強化について検討していきたいと思います。

再編により組織が変わっても、更生保護活

動や地域活動など保護司の役割や責務の重要性は、変わりなく、また、保護司間の連携や相談・支援等、保護司会活動の重要性や、保護司会に対する社会の期待は大きくなっているものと思います。

これに応え、持続可能な保護司制度とするためにも、保護司が安心して業務に携われるよう、経験を積んだ保護司と経験の浅い保護司が相談し合える仕組みづくりなど、支部組織の強化が必要です。引き続き、皆様方の活動がよりスムーズに行え、会員相互の連携が強まりますよう、適切な運営に努めてまいります。(以上支部長挨拶)

その後、来賓祝辞に引き続き、議事が行われました。令和6年度の事業・収支決算報告、令和7年度の事業計画案及び収支予算案が各担当より報告・提案があり、その全てが全員の賛成により承認されました。



総会終了後は、専門委員会ごとに、本年度の活動の重点や方針について、委員長を中心にして話し合いました。

専門委員長活動方針

◇総務委員長

今年度は、中央区保護司会と事業・経費等の課題調整、役員交代を含む新体制への円滑

山田 敏

な移行に努めてまいります。具体的な取り組みとして、一つは各委員会組織の強化と、もう一つは、会員や各委員会相互のコミュニケーションの円滑化です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

◇研修委員長

鈴木 幹夫

更生保護活動の質の維持・向上のためには、保護司一人一人の持続的な研修の積み重ねが大切です。そのためには、年3回の地域別定例研修と年1回の自主研修(更生保護関連諸施設の視察研修)を「参加してよかったと感じられる魅力的なものに」をテーマに、定例研修・自主研修の内容の充実に向け努めていきます。

◇学校連携委員長

内藤 久子

今年度も第75回「社会を明るくする運動」事業に委員の皆さんと協力して取り組んでいきます。特に、作文コンテストの実施にあたっては、多くの応募を得るために、西支部管内18小中学校への協力依頼を6月中旬に文書で、その後資料配布を行います。合わせて作文審査会の協力もよろしくお願いします。

◇広報・宣伝委員長

原田 英俊

令和7年度の総会も滞りなく終了し、本委員会もスタートしました。メイン事業である会報誌作成において、委員全員で役割を分担して携わり、協力して活動していきます。西支部の特色が表れ、関心を持っていただける会報誌作成を目指しています。活動のモットーは一みんまで活動する広報委員会です。

* 中支部だより *

「所信表明」

中支部長 浅岡 正義

浜松市中央区保護司会中支部になり、「あつと」言う間に一年が過ぎました。まさに「光陰矢の如し」の感じがします。

このように慌ただしい状況のなか、中支部の円滑な運営を図るため、組織の見直しや会計処理事務の効率化、浜松更生保護サポートセンターの適正管理などの課題を感じました。より良い方向に向けて改善できるように今年度に検討し、8年度からの実施に向けて行きたいと思っています。ご協力をお願いします。なお、実施に向けては中央区保護司会各支部とも協議を要する内容については、2か月に1回中央区保護司会の役員会が開催されます。事前に諮り、調整してまいります。

また、更生保護女性会、浜松地区協力雇用主会、BBS会等関係団体の活動にも参加させていただき、今以上に交流し、情報交換に努めたいと思います。

最後に、6月13日に第75回「社会を明るくする運動」の浜松市推進委員会が開催され、本格的に「文明運動」の啓発活動が始まりますが、浜松城のライトアップなど例年のイベントを開催します。皆様方の参加をお願いして、私からの所信表明とします。

令和7年度 第2回浜松市中央区保護司会

中支部定時総会開催

令和7年5月15日(木)、浜松合同庁舎9階会議室において、第2回浜松市中央区保護司会中支部定時総会が開催されました。

挨拶、ご来賓の皆様の祝辞を頂いた後、議事に入りました。

令和6年度の事業報告及び決算報告、そして令和7年度人事案件、事業計画、事業予算等は、いずれも賛成多数で承認されました。令和7年度中に中支部の専門委員会組織を見直すことを報告しました。総会は滞りなく終了しました。

その後、ホテルクラウンパレス浜松に会場を移し、懇親会が開催されました。



令和7年度 浜松市中央区保護司会中支部

役員紹介

役職名	氏名	(班)
支部長	浅岡 正義	(1)
副支部長・総務委員長	阿部 時久	(4)
副支部長・研修委員長	山藤 康浩	(4)
副支部長・会計	袴田 智恵美	(2)
事務長・総務副委員長	池野 初男	(3)

監事

監事

犯罪予防委員長

学校連携委員長

広報宣伝委員長

研修副委員長

兼 第1班班長

学校連携副委員長

広報宣伝副委員長

犯罪予防副委員長

兼 第4班副班長

第2班班長

第3班班長

第4班班長

第5班班長

第5班副班長

第6班班長

第6班副班長

令和7年度中に専門委員会組織を見直す予定です。

令和7年度の主な事業

- ・ 第75回「社会を明るくする運動」関係事業
- ・ 地域別定例研修・自主研修の実施
- ・ 保護司会活動のPR

活動のあしあと

◎定例研修会③	1 / 30
◎「中央区更生保護」2号発行	3 / 1
◎「中支部だより」1号発行	3 / 1
◎中央区保護司会中支部総会懇親会	5 / 15
◎中央区保護司会総会	5 / 29

古田 壽厚 (3)

石塚 猛裕 (4)

久保田 智彦 (2)

尾上 弘 (5)

左右田 泰丈 (1)

藤田 祿郎 (1)

佐竹 玄吾 (1)

伊藤 喜啓 (1)

石野 和彦 (4)

吉田 裕紀 (2)

伊藤 幸雄 (3)

内山 徳雄 (4)

高橋 要介 (5)

佐藤 誠 (5)

澤田 ひろ子 (6)

長谷川 良樹 (6)

＊東支部だより＊ 「東支部保護司会の活動について」

東支部長 林 隆道

令和7年4月時点で当支部保護司数は33名、定数充足率100%です。近年一般社会の定年延長により、適任者確保が益々困難となり、全国的に保護司不足が叫ばれている中、定数が確保できていることは大変ありがたいことです。

また、当支部は女性保護司の割合が39%と県下一比率が高いのも特筆すべきことです。

対象者は、年々減少傾向にありますが、保護司としての責務が減っている訳ではありません。保護司に選任されるには、「①人格及び行動について、社会的信望を有すること②職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること③生活が安定していること④健康で活動力を有していること」の4条件を満たす必要があり、条件に適した人材を見つけることは容易なことではありません。保護司候補者検討協議会委員の皆様にもご支援頂き、今後増える定年による任期満了退任者の後任の確保をしなければなりません。

今、喫緊の課題は、活動資金不足です。令和6年度は支部保護司の皆様には知人や関係諸団体に寄付金集めのご足労をお願いし、お陰様で資金確保され、作文コンテストの表彰式や駿府学園への研修視察等予定した事業が計画通り実施出来ました。今後は、寄付金集めに奔走しなくても良い体制に整えていくよ

う努めたいと思います。それには国の組織活動費の見直し、地方公共団体の補助金の増額、など機会を捉えて要望していきたいと思っています。

令和7年度

第2回東支部保護司会総会開催

令和7年5月16日(金)、東行政センターにおいて、第2回東支部総会を開催しました。

令和6年度に瑞宝双光章を受けました林隆道支部長、藍綬褒章を受けられました鈴木頭太郎副支部長への記念品、法務大臣感謝状を贈呈された元保護司の鳥居勝馬顧問への感謝状・慰労金の贈呈を行いました。

その後の議事では、令和6年度の事業報告及び決算報告・監査報告、そして、令和7年度の事業計画案・予算案が全員一致で承認され、総会は滞りなく終了しました。

令和7年度の主な事業

- ・ 第75回「社会を明るくする運動」関係事業
- ・ 協力組織との連携促進・関係諸団体へ参加協力
- ・ 日帰り施設参観研修・自主研修
- ・ 作文コンテストの実施・表彰式の開催
- ・ 保護司候補者検討協議会の開催
- ・ 東支部だより「道しるべ」発行

駿府学園施設見学報告

浜松市中央区保護司会東支部では、令和7年1月31日(金)に駿府学園への施設見学を行った。

コロナ禍で施設見学が、暫く実施出来な

ったが、昨年度より、施設見学のみの企画として、静岡刑務所への施設見学を実施して、今年度でコロナ禍後、2度目の施設見学となった。参加者は、保護司会20名、更生保護女性会5名、保護司検討委員会2名、BBS1名の28名だったが、行きの車中から和気あいあいとした雰囲気で、浜松を出発した。

施設では、最初に施設の概要と、現在行われている施設内での生活や矯正教育などについて、施設職員から説明を受けた。令和4年の集中豪雨により、駿府学園も被害に見舞われたが、その時の対応や地域との連携などの話も聞かせて頂いた。その後、施設内を案内していただき、収容者の居室や、食事、体育館など収容者の生活場が垣間見られた。また、施設職員の細やかな対応なども聞かせていただき、こうした少年院の中での矯正教育を受けた対象者と面接をしていく上で、貴重な経験となった。保護司以外の参加者からも、犯罪を犯してしまった少年たちに、国策として手厚い対応をしていることを知ることが出来て良かった。受け入れる社会の一員として、やり直しの手伝いを心がけたいなど、施設見学の成果といえる感想も聞かれた。



関連団体のページ

浜松市中央区更生保護女性会

浜松ダルクの俳句会

寺田里美

今年度、浜松市中央区更生保護女性会会長が東支部の松下弘美に替わりました。よろしくお願いします。

更生会中支部の活動をご紹介します。浜松市に開設以来、支援を続けている浜松ダルクの皆さんへ自由律俳句の宮本卓郎先生をお迎えし、更生会活動として月1回の俳句指導をお願いしました。令和6年10月より始まった講義は現在5回を終え、皆さんの予想外の取り組みに、先生も生徒のパワーを感じる」と大絶賛です。その中で、2回目に応募した浜松市民文芸での自由律俳句の部9名、定型俳句の部1名の入選(998名中)を果たす素晴らしい結果に皆びっくりしました。更生会はお菓子を用意したり桜餅を作ったりして、美味しい応援を心掛けています。



当初に比べ、施設内の雰囲気は回を重ねるたびに会話が増え、明るくなっているように感じ、この活動が社会復帰につながる事を願います。そして保護司会の応援をお願いします。

浜松地区協力雇用主会

毎年、7月になると浜松城が黄色にライムアップされます。この黄色は、「社会を明るくする運動」の色です。

浜松地区協力雇用主会でも進んで胸に黄色の羽のバッジを付けています。更生保護は犯罪や非行を防止し罪を犯した人達の更生に理解を深め立ち直りを支えていく、雇用主と地域の方々の見守りにより成り立っています。

就労支援を行う対象者が社会に適応するために、彼らの気持ちをくみ取り、それぞれの性格を雇用主に伝えて、個々の指導をお願いしています。

就労支援の一環として生活に困っている場合などは、直接的な支援も行いますが、何よりも雇用主からの相談に応じ、必要な助言の支援が行えるように、保護観察所の力もお借りして、雇用主会の意見を取り上げ、地域社会にいかに関与できるか、未来に向けて持続可能な活動を目指します。

浜松地区BBS会

浜松地区BBS会 会長 池谷恵司

BBS会とは、Big brothers and sisters movementの略で、少年たちの大きなお兄さん、お姉さんとしての立場で、様々な問題を抱える少年と関わり、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

令和6年度は、浜松市内で関東リーダーズ

ミーティングという、関係圏内のBBS会員が集まる研修を行いました。浜松地区は、研修部分を担当させていただきました。企画についてのワークショップを行い、大変高評価でした。

また、同時期に静岡県立三方原学園の子どもたちに贈る小物作りも行いました。

令和7年度は、新規会員の獲得に今まで以上に力を入れていきたいと思っています。

編集後記

浜松市中央区保護司会会報誌第3号が、静岡保護観察所長様をはじめ、中央区保護司会、関係諸機関及び団体の皆様のご尽力により、発行することができました。

それぞれの頁には、保護司会再編1年の確かな進捗により「つなぐ・むすぶ」中央区保護司会の表れを見取ることができます。

保護司の主たる責務は更生保護活動にあります。人と人がつなぎ合うことで信頼関係を築き明日を拓くことができます。更に、地域が結び合うことで、安全安心な暮らしを営むことができます。今後も「つなぐ・むすぶ」中央区保護司会に向けた会報誌作りに努めていきます。

今年の夏も「猛暑」の予感がします。どうぞ皆様、自愛ください。

(M記)



作成した小物